

かいりゅうば



きれいな海を守るために

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条）」



もし、この規定に違反して
廃棄物を捨てた人は、なんと...



**5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する（25条第1項第14号）**

この時期、花火のゴミが多く見られます。遊んだ後は必ずゴミを持ち帰りましょう。



ゴミは必ず
持ち帰りましょう！



第5条第4項には、「何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。」とあります。

海岸をはじめ、さまざまな場所を汚さないようみんなで気をつけなければなりません。きれいな景色を守るには、汚さないという一人ひとりの気持ち・行動がとても大切ですので、ご協力をお願いします。きれいな海岸をみんなで作っていきましょう！！

